




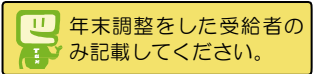
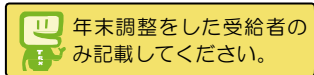
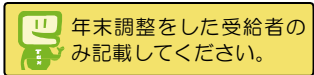
2 各欄の記載要領



平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号) (個人番号)
		(役職名)
		氏名 (フリガナ)
		名
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
②	③	④
		所得控除の額の合計額
		源泉徴収税額
⑥	⑤	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)
⑦	⑧	⑨
有	従有	特定 老人
		その他
		16歳未満扶養親族の数
		障害者の数 (本人を除く。)
		非居住者である親族の数
		⑩
		⑪
		⑫
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
⑬	⑭	⑮
住宅借入金等特別控除の額		
⑯		
(摘要)		
⑰		
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額
	⑱	⑲
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除区分1回目
	⑳	㉑
	㉒	㉓
控除対象配偶者	氏名	個人番号
⑳	㉔	㉕
控除対象扶養親族	氏名	個人番号
㉖	㉗	㉘
1	2	3
2	3	4
3	4	
4		
未成 年者	外 国 人	死 亡 者
⑳	㉙	㉚
本人が障害者	障害 種 別	その他
㉛	㉜	㉝
中途就・退職	就職	退職
㉞	㉟	㊱
受給者生年月日	明	大
㊲	㊳	㊴
支払者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地
	㊵	㊶
	氏名又は名称	
		(電話)

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	<p>【住所又は居所】欄 受給者の平成 29 年 1 月 1 日 (中途退職者は、退職時) 現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 (注) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けている方については、「租税条約に関する届出書」に記載された外国の住所を記載してください。</p> <p>【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</p> <p>【氏名】欄 必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名 (例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等) を、役員でない場合にはその職務の名称 (経理課長、営業係等) を併記してください。 (注) 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
② 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
③ 支払金額	平成 28 年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第 7 条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めないで記載してください。
④ 給与所得控除後の金額  年末調整をした受給者のみ記載してください。	「平成 28 年分年末調整のしかた」の「平成 28 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。
⑤ 所得控除の額の合計額  年末調整をした受給者のみ記載してください。	給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。 (注)「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。
⑥ 源泉徴収税額	<p>【年末調整をした給与等の場合】 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p>【年末調整をしない給与等の場合】 平成 28 年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p>ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。</p> <p>(注)源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。</p>
⑦ 控除対象配偶者の有無等	<p>【有】欄 主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合に○を付してください。控除をしなかった場合には何も記載しません。</p> <p>【従有】欄 従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合に○を付してください。控除をしなかった場合には何も記載しません。</p> <p>【老人】欄 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に○を付してください。</p>
⑧ 配偶者特別控除の額  年末調整をした受給者のみ記載してください。	<p>「給与所得者の配偶者特別控除申告書」に基づいて控除した配偶者特別控除額を記載してください。</p> <p>(注)受給者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合又は 76 万円以上の場合には配偶者特別控除は受けられません。</p>
⑨ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	<p>【特定】欄 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【老人】欄 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【その他】欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑨ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) (つづき)</p>	<p>「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。</p>
<p>⑩ 16歳未満扶養親族の数</p>	<p>扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。 (注) 1 16歳未満の扶養親族とは、平成13年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。</p>
<p>⑪ 障害者の数 (本人を除く。)</p>	<p>【特別】欄 「点線の右側」には、控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 【その他】欄 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。</p>
<p>⑫ 非居住者である親族の数</p>	<p>配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうち非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうち国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。</p>
<p>⑬ 社会保険料等の金額</p>	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 (注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行ういわゆる心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を含みます。</p>
<p>⑭ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額</p> <p></p>	<p>「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。</p>
<p>⑮ 住宅借入金等特別控除の額</p> <p></p>	<p>年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 (注) 「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」により計算した(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します(記載例3 を参照)。</p>
<p>⑯ 生命保険料の金額の内訳 配偶者の合計所得 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額</p> <p></p>	<p>【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄 平成28年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記載してください。 【介護医療保険料の金額】欄 平成28年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。 【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄 平成28年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記載してください。 【配偶者の合計所得】欄 配偶者特別控除の適用を受けた方について、配偶者の平成28年中の合計所得金額を記載してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑯ 生命保険料の金額の内訳 配偶者の合計所得 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 (つづき)</p> <div data-bbox="97 331 408 405" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  年末調整をした受給者のみ記載してください。 </div>	<p>【国民年金保険料等の金額】欄 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等（※）の金額を記載してください。 ※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。</p> <p>【旧長期損害保険料の金額】欄 地震保険料の控除額のうち平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、平成 28 年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。</p>
<p>⑰ 住宅借入金等特別控除の額の内訳</p> <div data-bbox="97 517 408 591" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  年末調整をした受給者のみ記載してください。 </div>	<p>【住宅借入金等特別控除適用数】欄 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除可能額】欄 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください（12 ページの記載例 3を参照してください。）。</p> <p>【居住開始年月日（1 回目、2 回目）】欄 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除区分（1 回目、2 回目）】欄 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。 住・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。） 認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成 23 年から平成 31 年 6 月 30 日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第 13 条の 2 第 1 項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</p> <p>また、当該住宅の取得や増改築が特定取得（※）に該当する場合には、「(特)」を記載してください。 （例）特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用があり、当該住宅の増改築が特定取得に該当する場合は、「増（特）」と記載します。 ※ 「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。</p> <p>【住宅借入金等年末残高（1 回目、2 回目）】欄 年末調整の際に 2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 （注）適用数が 3 以上の場合には、3 回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p>
<p>⑱ 控除対象配偶者 控除対象扶養親族</p>	<p>配偶者控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください（フリガナについては、分かる場合に記載してください。）。</p> <p>また、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に○を付してください。</p> <p>（注）1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 2 「控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に準じ、年の中途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。 3 配偶者特別控除の対象となる配偶者については、「控除対象配偶者」欄には配偶者の氏名及びマイナンバーは記載しません（7 ページの⑳（摘要）の②を参照してください。）。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑱ 16歳未満の扶養親族</p>	<p>16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください（フリガナについては、分かる場合に記載してください。）。</p> <p>また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に○を付してください。</p> <p>（注）1 「16歳未満の扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、<u>年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u></p> <p>2 <u>市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</u></p>
<p>⑳ （摘要）</p>	<p>① 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「（備考）」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。</p> <p>(1) 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「（年少）」と記載してください。</p> <p>(2) 控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「（非居住者）」と記載してください。</p> <p>（注）控除対象扶養親族のマイナンバーについては、「（摘要）」欄に記載せず、「（備考）」欄に記載してください（7ページの㉑（備考）を参照してください。）。</p> <p>（13ページの記載例4を参照してください。）</p> <p>② 配偶者特別控除の対象となる配偶者について、氏名の前に括弧書きの数字を付し、氏名及び配偶者特別控除の対象である旨「（配特）」を記載し、非居住者である場合には、氏名の後に「（非居住者）」と記載してください（14ページの記載例5を参照してください。）。</p> <p>③ 年末調整の際に3以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>④ 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、（イ）他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額、（ロ）他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、（ハ）他の支払者のもとを退職した年月日を記載してください。</p> <p>⑤ 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。</p> <p>⑥ 災害により被害を受けたため給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、「災害者」欄に○を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。</p> <p>⑦ 租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を赤書きしてください。</p>
<p>㉑ （備考）</p>	<p>控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「（摘要）」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「（摘要）」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>（注）1 <u>受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。</u></p> <p>2 <u>市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</u></p> <p>3 配偶者特別控除の適用を受けるため、「（摘要）」欄に配偶者の氏名を記載した場合は、配偶者のマイナンバーは記載しませんので、ご注意ください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
② 未成年者から勤労学生までの各欄	各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。 (注) 1 ここていう未成年者とは、平成9年1月3日以後に生まれた方をいいます。 2 「寡婦」欄の「特別」とは、寡婦控除の特例を受ける寡婦をいいます。
③ 中途就・退職	年の途中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した方については「中途就・退職」の該当欄に○を付し、その年月日を記載してください。
④ 支払者	給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

3 その他の注意事項

(1) 上記 **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】(2)に掲げる提出範囲は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。

(2) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数

税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。

(注) 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、33ページ **非居住者又は外国人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について**を参照してください。

(3) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、平成29年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを関係市区町村（原則として受給者の平成29年1月1日現在の住所地の市区町村）に提出してください。

なお、年の途中で退職した方については、平成29年1月31日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができます。）。

(4) 「給与所得の源泉徴収票」は、上記 **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、**全ての受給者について作成の上、平成29年1月31日まで**（年の途中で退職した方の場合は、退職の日以後1か月以内）に受給者に交付しなければなりません。

なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。

(注) 1 「給与所得の源泉徴収票」については、平成28年中に退職した受給者分を取りまとめて平成29年1月31日までに提出しても差し支えありません。

2 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、33ページ **給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について**を参照してください。

【給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の記載について】

年末調整の際、控除しきれない（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載する必要があります。

また、2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。更に、震災特例法第13条の2第1項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

記載例 3

年末調整において2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除等の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において2つの(特定増改築等)住宅借入金等特別控除等の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

平成28年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	項目	金額等		
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	①	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥	円
家屋又は土地等の取得対価の額	②	(下の④)	円	(下の⑤)	円	増改築等の費用の額	⑦
家屋又は土地等の総床面積又は総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③	(下の②) m ²	%	(下の⑤) m ²	%	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	⑧
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑧	円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤	円	円	11,500,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×③)	⑨	9,000,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算	⑩	(最高 万円)	円	年間所得の見積額	円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	円
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑪	(下の⑤)	円	備考			
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑫	(最高 万円)	円				
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑩×1%)	⑬	(100円未満の端数切捨て)	円				
		205,000					

(証明事項)

項目	新築又は購入した家屋に係る事項	増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日	④ 平成23年3月1日	⑥ 平成27年5月20日(特定)
家屋又は土地等の取得対価の額	②	⑦
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	③	⑧
④又は⑥のうち居住用部分の床面積又は面積	⑤	⑨

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
神奈川県横浜市中区山下町4-	×	6,847,500	4,962,750	2,099,846	0
控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の有無等	控除対象扶養親族の人数	16歳未満扶養親族の人数	障害者の数(本人を除く)	非居住者である親族の数
○	○	1	0	0	0
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額		
909,846	846	50,000	188,700		
住宅借入金等特別控除額	205,000				
住宅借入金等特別控除額(1)	205,000				
住宅借入金等特別控除額(2)	9,000,000				

平成28年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿

区	分	金額	税額
給料・手当等	①	4,980,000	80,640
賞与等	④	1,867,500	114,403
計	⑦	6,847,500	195,043
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,962,750	
社会保険料等申告による社会保険料の控除額	⑩	909,846	
申告による小規模企業共済等掛金の控除額	⑫		
生命保険料の控除額	⑬		
地震保険料の控除額	⑭	50,000	
配偶者特別控除額	⑮		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除及び障害者等の控除額の合計額	⑯	1,140,000	
所得控除額の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	2,099,846	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	2,862,000	188,700
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳	205,000	
年調所得税額(⑱-⑳)、マイナスの場合は0	㉑	0	
年調年税額(㉑×102.1%)	㉒	0	
差引超過額又は不足額(㉑-㉒)	㉓	195,043	
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕		

(注) 年末調整において3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、3回目以降の住宅の取得等についての記載事項は、「(摘要)」欄に記載してください(7ページの㉔(摘要)の③を参照してください。)

記載例 5

年末調整において配偶者特別控除の適用を受けた場合

国税二郎は、妻である国税花子の平成 28 年における合計所得の金額が 63 万円であったため、年末調整において配偶者特別控除の適用を受けています。

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2		(受給者番号) (個人番号) 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3									
	(役職名) 経理課長											
	氏名 (フリガナ) コクゼイジロウ 名 国税 二郎											
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
給与・賞与	6 847 500	4 962 750	1 619 846	36 600								
控除対象配偶者 の有無等	配偶者特別 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数				
有 配偶者	160 000	特 定	老 人	そ の 他		特 別	そ の 他					
社会保険料等の金額	909 846	生命保険料の控除額	120 000	地震保険料の控除額	50 000	住宅借入金等特別控除の額		205 000				
(摘要)												
(1) 国税花子(配特)												
生命保険料 の金額の内訳	新生命保険料 の金額	180,000	旧生命保険料 の金額	100,000	分離課税保 険料の金額	90,000	新個人年金 保険料の金額	360,000	旧個人年金 保険料の金額	180,000		
住宅借入金 等特別控除 の内訳	住宅借入金等 特別控除(1期分)	2	控除開始年月日 (西暦)	23	月	10	住宅借入金等特別 控除(2期分)	住	住宅借入金等 特別控除(1期分)	11,500,000		
	住宅借入金等 特別控除(2期分)	26	控除開始年月日 (西暦)	26	年	8	増(特)	住宅借入金等 特別控除(2期分)	9,000,000			
控除対象 配偶者	(フリガナ) 氏名		区分		配偶者の 合計所得	630,000	国民年金保険 料等の金額	176,460	旧長期損害 保険料の金額	19,600		
	個人番号											
控除対象 扶養親族	1	(フリガナ) 氏名	区分		16歳未 満の 扶養 親族	(フリガナ) 氏名	区分		(備考)			
	2	(フリガナ) 氏名	区分			(フリガナ) 氏名	区分					
	3	(フリガナ) 氏名	区分			(フリガナ) 氏名	区分					
	4	(フリガナ) 氏名	区分			(フリガナ) 氏名	区分					
未成 年者	外 国 退 職 者	死 亡 者	災 害 者	乙 本人が障害者 等	養 子 等	勤 務 学 生	中 途 就 職 ・ 退 職	受 給 者 生 年 月 日				
								明 大 昭 平	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
(税務署提出用)	個人番号又は 法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右語で記載して下さい。)										
	住所(居所) 又は所在地	名古屋市東区主税町3-18										
	氏名又は名称	〇〇商事 株式会社 (電話) 052-XXX-XXXX										

○ 「(摘要)」欄の記載について
配偶者特別控除の対象となる配偶者は「(摘要)」欄に、配偶者の氏名及び配偶者特別控除の対象である旨「(配特)」と記載します。

○ 「控除対象配偶者」欄の記載について
配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名等は「控除対象配偶者」欄には記載しません。

○ 「配偶者の合計所得」欄の記載について
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得の金額を記載します。

○ 「(備考)」欄の記載について
配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「(備考)」欄に、対象となる配偶者のマイナンバーは記載しません。